

議長（福田会長）

会議資料 4 ページ議案第 39 号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（横堀市民生活部長）

議案第 39 号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。資料の 4 ページをお開きいただきたいと存じます。

国民健康保険関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
2. 国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。ただし、合併日を含む年度の税率・賦課限度額は現行どおりとする。
3. 保健事業については、合併後速やかに調整することといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 14 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1 の国民健康保険事業についてであります。国民健康保険事業は被保険者に対する保険給付を行い、その財源であります保険税の賦課徴収が主な業務であります。これらの事業は国民健康保険法に基づき実施しているため、基本的には全国統一の事業内容となっております。

次に、2 の国民健康保険税の賦課についてであります。国民健康保険税につきましては、1 市 3 町において、それぞれ事業規模に応じた税率、賦課限度額を定めて運営しておりますことから、資料のとおり、課税率等に格差がございます。合併に向けましては、保険給付は同等に受けていることから、その財源となる保険税の賦課には公平性が確保されるよう協議調整することが必要となるところであります。これらを踏まえ、国民健康保険税の賦課については、給付と負担の公平性から、均一課税とする。ただし、合併日が 4 月 2 日以降の場合は、保険税の賦課基準日が 4 月 1 日であることから、その年度における税率、賦課限度額は現行どおり実施するというで調整をいたしました。

次に、3 の保健事業であります。保健事業として、人間ドック・脳ドック検診への補助、出産費・高額療養費貸付事業、基本健康診査受診補助を実施しております。合併に向けましては、保健事業に関する補助額等に多少の差異が見られますことから、補助額等につきまして統一的な対応が図られるよう方向付けを行うための協議調整が必要となるところであります。これらを踏まえ、保健事業については合併後速やかに調整するというで調整をいたしました。

なお、参考として、16～17 ページには先進都市の事例、関係法令を抜粋してありますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

議案第 39 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等をお願いいたします。

1 人当たりの保険税調停額は宇都宮市が 9 万 6,401 円、上三川町が 9 万 9,862 円、河内町が 9 万 7,118 円と 1 市 2 町はほぼ同額でありますけれども、上河内町が 8 万 2,317 円ということで、「極端に」という言葉を使っていいかどうかわかりませんが非常に保険税が低額である。これを報告のとおりにすると、上河内町の国保の皆様方に余計な負担を強いることになることが想定されます。しかし、給付と負担の公平性から均一課税とするという報告があったところでございます。手塚副会長、ご意見はございますか。

手塚副会長（上河内町）

合併を具体的にやると決めて最終的な住民説明会に入るときに、一番質問が多く出されるというか、十分に説明しなければいけない分野のうちの一つが、この国保だと思っています。多分平均で 3 万円、最高に変更がある世帯においては 9 万円から 10 万円近くアップになることになりまますので、それらに対して理解を求める努力が必要になってくることは覚悟しています。しかしこれを不均一にすることになりますと、町として要望するのは分かっているのですが、それをやりますと新市の一体性について非常に大きな問題が生じるのではないかと。ですからこの件に関しては、上河内町の国保加入者に対して十分な理解を求めるよう、我々としても最大限の努力をしていかなければならないと思っています。

ただ、負担が増えることは現実の問題になってまいりますので、合併することによって負担が増えるものもありマイナスはあるが、プラスの方も非常に多いのだということも加味して、きちんと説明するところは説明していきたいと思っています。

議長（福田会長）

大変お骨折りをいただくわけですが、よろしくをお願いいたします。

猪瀬副会長（上三川町）

専門部会にお聞きしたいのですが、こういうものにつきまして、でこぼこという意見は出なかったのでしょうか。3 万円から 10 万円ということになりますと、町民の負担は強烈に上がるということです。下がる人もあるかもしれませんが、上がっていく。そういう中で一つの方向性を出してきたというところでは……。これはいろいろな言い方ができるのだらうと思いますが、でこぼこがあってもいいのではなからうかという意見は出なかったのでしょうか、それだけお聞きしておきます。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（増淵国保年金課長）

調整の段階におきましては，不均一で何年かというお話もございましたが，協議を重ねた結果，公平性を求めるということで，均一課税で調整がついたところでございます。

猪瀬副会長（上三川町）

分かりました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

それでは，手塚町長さんはじめ上河内町の委員の皆様方には，この後，住民座談会，懇談会等で，この問題につきまして多くの住民の方々から不満の意見が出るのは明々白々ですけれども，できるだけご理解をいただけるようご努力をお願いしたいと思います。

事務局に聞きますが，住民懇談会で，どうしても住民の方々大多数がこの件については承服できないということになって，このこと一つで合併が壊れてしまいそうになったときには，何か手があるのですか。

事務局（横堀市民生活部長）

誠に苦しい答弁になろうかと思いますが，私どもの方では，住民の方によくご理解をいただく以外に方法はないと思っておりますが，今，会長のご質問のようなことがあれば，再度この協議会の中でお諮りしていく以外に方法はないと考えております。

議長（福田会長）

事務局の説明のとおり，再協議ということも可能性としてはないわけではないということです。しかし，負担が増す分，サービスの向上の部分もあるわけですので，上河内町の住民の皆様方にご理解をいただけるような資料を事務局は十分用意して臨めるように対応してもらいたいと思います。

ご意見はございませんか。

それでは，無いようでございますので，お諮りいたします。議案第 39 号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」は，原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 39 号は原案のとおり決定いたします。